

令和8年7月3日
国土交通省関東地方整備局
建政部

宅地建物取引業者に対する聴聞の実施について

関東地方整備局は、株式会社R E R I S Eに対し、宅地建物取引業法に基づく聴聞を実施します。

詳細は別紙のとおりです。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 横浜海事記者クラブ 埼玉県政記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 建政部

電話：048-601-3151（代表） FAX：048-600-1917

不動産業適正化推進官 石井（いしい）（内線：6110）

建設産業第二課 課長補佐 田上（たがみ）（内線：6652）

令和8年7月3日
関東地方整備局

宅地建物取引業者に対する聴聞の実施について

関東地方整備局は、下記のとおり株式会社R E R I S Eに対し、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下「法」という。）第69条第1項の規定に基づく聴聞を実施しますので、お知らせします。

なお、本聴聞の期日における審理は、法第69条第2項において準用する法第16条の15第5項の規定により、公開により行います。

記

- 1 期 日 令和8年7月21日（火）13時30分
- 2 場 所 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
さいたま新都心合同庁舎2号館検査棟7階共用会議室2
- 3 被聴聞者 株式会社R E R I S E 代表取締役 田口 大志
- 4 予定される不利益処分の内容
法第65条第1項に基づく指示

5 不利益処分の原因となる事実の概要

株式会社R E R I S Eは、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号。以下「住宅瑕疵担保履行法」という。）に基づき、自ら売主となる売買契約において引き渡した新築住宅について、各基準日までに資力確保措置を講ずべきところ、令和4年3月31日基準日で20件、令和5年3月31日基準日で131件において講じておらず、資力確保措置の実施状況についても、基準日から3週間以内に届出すべきところ、令和4年3月31日基準日で115戸、令和5年3月31日基準日で131戸の届出をしていなかった。

また、当該基準日の翌日から起算して50日を経過した日から届出の確認を受けるまでに、新たに自ら売主となる新築住宅の売買契約を274件締結した。

以上の行為は、住宅瑕疵担保履行法第11条第1項、第12条第1項及び第13条の規定に違反する。

さらに、令和3年10月16日から令和5年3月26日の間における合計150戸の不動産売買契約に関して、重要事項説明書の「瑕疵担保責任の履行に関する措置の概要」について、

保険未契約であるにも関わらず、付保の旨を記載し説明を行うとともに付保の旨を記載した37条書面を交付した。

以上の行為は、法第35条第1項第13号及び第37条第1項第11号の規定に違反することから、法第65条第1項に基づき処分するものである。

6 その他

(1) 関係人について

当該処分について利害関係を有し、当該聴聞に関する聴聞の手續に参加することを希望される方は、当該関係人の氏名、住所、電話番号及び当該聴聞に係る不利益処分について利害関係を有することを記載した書面(様式自由)により、令和8年7月16日(木)12時までに必着するよう申込み、主宰者から参加の許可を得る必要があります。

(2) 聴聞出席者について

行政手続法(平成5年法律第88号)第21条の規定により、被聴聞者(参加人を含む。)は、聴聞の出頭に代えて主宰者に対し、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類を提出することができるため、聴聞を被聴聞者の出席なく行うことがあります。

(3) 傍聴について

事前予約制とさせていただきます。

申込み方法は別添のとおりです。

(4) カメラ撮りは聴聞冒頭(被聴聞者の入室前まで)に限らせていただきます。

別 添

傍聴希望申込み手続きについて

傍聴を希望する方は、令和8年7月16日（木）17時までに必着するよう、下記登録先までメールにてお申し込みください。

メールによる申込みをいただいた後、令和8年7月17日（金）14時を目途に傍聴の可否を返信します。万が一、返信メールが来ない場合には下記の問合せ先までご連絡ください。

【登録・問い合わせ先】

国土交通省 関東地方整備局 建政部 建設産業第二課
不動産業第一係

TEL : 048-601-3151 (内線6656)

Eメール : ktr-kensan-mail@mlit.go.jp

※傍聴申込みのメールは、件名を「傍聴登録（令和8年7月21日聴聞）」とし、メール本文に必ずお名前、電話番号、メールアドレス及び報道関係者の方は社名をご記入願います。